

## APEC アーキテクト申請者／登録者のための継続的な専門能力開発について

APEC アーキテクトであり続けるための要件の1つに『継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること』があります。

APEC アーキテクトの登録の更新の際には、有効期間満了までのCPD\* 実施状況について審査が必要になります。具体的には「APEC アーキテクト登録の更新審査申請時より遡った3年間に72時間以上のCPDを実施していること」を確認することになります。

\*継続的な専門能力開発のこと。 Continuing Professional Development.

ただし、更新登録の審査申請時より遡った3年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、「更新審査申請時より遡った3年間に108時間以上のCPDを実施していること」を確認します。

APEC アーキテクトの登録の更新を希望する方は、適宜CPDを実施するとともに、その記録等に努め、更新申請に備えて下さい。

また、新規審査申請時より遡った2年間に、専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方の場合、審査申請時より遡った2年間に24時間以上のCPDが実施されているかどうかを審査します。

### 1. APEC アーキテクトとしてのCPD

APEC アーキテクトとして必要なCPDは、APEC アーキテクトの継続的な専門能力開発に相応しいものでなければなりません。

また、APEC アーキテクトとして必要なCPDは、以下に示すCPDの形態のうちのいずれか、及びCPDの分野のうちのいずれか、に該当しなければなりません。

#### (1) CPDの形態

CPDの形態は、下表のように分類されます。

表1. CPDの形態とCPD時間数

形態	分類		CPD内容
参加学習型	1-1	特別認定講習会	特別認定講習会
	1-2	講習会	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会）、通信教育等
	1-3	見学会	見学会、国内外視察、企業内研修（所属組織内における見学会、国内外視察） （注：3-1に属するものを除く。）
情報提供型	2-1	講師	基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表等、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察）、見学会・国内外視察の講師
	2-2	執筆	論文、機関誌、本・雑誌等の執筆
	2-3	委員会	建築関係団体内における委員会への出席（総会、役員理事会等、会の運営執行に関する会議等の出席を除く）
	2-4	社会貢献	震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動
習型 自己学	3-1	専門書誌 講読等	専門書、各団体の機関誌・雑誌記事等の読書、通信教育 建物、展示会、展覧会の見学（建築関係団体等が主催したものでなく、自主的に行うもの）

・情報提供型のプログラムを実施するにあたり、特にその準備等に時間を要した場合は、該当する他の

種別 2-2 及び 3-1 で記録することができます。

- ・CPD は国内、海外を問わず、海外で受講した講習会、参加した現地のアーキテクトのためのプログラム等も対象になります。内容については審査を行います。申請の際には、プログラム名、主催及び内容の和訳も入力して下さい。

(注) 分類は、CPD の内容を審査した上で、申請された分類から変更される場合がありますのでご注意下さい。

## (2) CPD の分野

CPD の分野は下表のように分類され、この内容に該当する CPD である必要があります。

表 2. CPD の分野

分野	内容	
I. 倫理・法令分野	倫理	
	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
	その他	
II. 専門分野	設計・監理分野 (計画系)	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存、景観、福祉、環境、計画系その他
III. マネジメント分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、その他
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他
IV. 関連分野	設計・監理分野 (構造系)	力学・動力学、構造解析、構造材料、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術、構造系その他
	設計・監理分野 (設備系)	空調
		衛生
		電気
		輸送
		全般
	その他	
	施工管理分野 (建築系)	
施工管理分野 (設備系)		
関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア、工学技術・アーキテクトに関する外国語※、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他	

※ 他国のアーキテクトと意志疎通を図る場合 (例：外国語によるプレゼンテーション等) に必要な要素の含まれた教育に限る (単なる英会話は認めない)。

## 2. CPD の実施

### (1) CPD の要件

新規、更新、再登録の別、及び審査申請時より遡った、更新登録または再登録の場合は3年間、新規登録の場合は2年間に専門家としての責任を有する立場で実務を行ったかどうかに応じて必要なCPD時間数を定めています。

	更新登録または再登録 (3年間に専門家としての責任を有する立場 での実務を「行った」方)	更新登録または再登録 (3年間に専門家としての責任を有する立場 での実務を「行っていない」方)	新規登録 (2年間に専門家としての責任を有する立場 での実務を「行っていない」方)
必要なCPD時間	72時間以上/3年	108時間以上/3年	24時間以上/2年

### (2) 必修とするCPD分野と必要時間

関連・周辺分野のCPDに特化して実施することを避け、建築設計業務に直接役立つことが期待できるCPDの実施を促すため、更新登録または再登録の場合は3年間、新規登録の場合は2年間に実施するCPD時間のうち、一定の時間以上を必修とするCPD分野（Ⅰ.「倫理・法令分野」、Ⅱ.「専門分野」及びⅢ.「マネジメント分野」）において履修することを要件とします。

	更新登録または再登録 (3年間に専門家としての責任を有する立場 での実務を「行った」方)	更新登録または再登録 (3年間に専門家としての責任を有する立場 での実務を「行っていない」方)	新規登録 (2年間に専門家としての責任を有する立場 での実務を「行っていない」方)
必修とするCPD分野（「関連分野」以外のCPD）の時間	42時間以上/3年	63時間以上/3年	14時間以上/2年

### (3) CPDの上限時間

幅広い知識の習得及び技能の維持向上を目指したCPDのバランスのよい実施を促すために、CPDの形態のうち情報提供型の委員会（2-3）及び自己学習型（3-1）のCPD時間については上限値を定めています。

	更新登録または再登録 (3年間に専門家としての責任を有する立場 での実務を「行った」方)	更新登録または再登録 (3年間に専門家としての責任を有する立場 での実務を「行っていない」方)	新規登録 (2年間に専門家としての責任を有する立場 での実務を「行っていない」方)
形態別上限時間 (情報提供型の委員会)	21時間以下/3年	32時間以下/3年	7時間以下/2年
形態別上限時間 (自己学習型)	36時間以下/3年	54時間以下/3年	12時間以下/2年

### (4) 審査対象CPD期間

#### ① 新規の登録のための審査

新規審査申請時より遡った2年間（「審査申請時より遡った2年間」とは、各申請者の申請日ではなく、審査申請書受付開始の前日までの2年間を言う。以下同じ。）に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方の場合、審査申請時より遡った2年間に24時間以上のCPDが実施されているかどうか確認します。

(例) 第 16 回 (2020 年度) 新規審査の場合

審査対象 CPD 期間	審査申請受付期間
2018 年 5 月 1 日～2020 年 4 月 30 日	2020 年 5 月 1 日～6 月 30 日

② 更新の登録または再登録のための審査

更新登録または再登録の審査申請時より遡った 3 年間（「審査申請時より遡った 3 年間」とは、各申請者の申請日ではなく、審査申請書受付開始の前日までの 3 年間を言う。以下同じ。）に 72 時間以上（24 時間以上／年）の CPD が実施されているかどうかを確認します。ただし、更新登録または再登録の審査申請時より遡った 3 年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない方に限り、審査申請時より遡った 3 年間に 108 時間以上の CPD が実施されているかどうかを確認します。

(例) 第 14 回更新審査の場合（登録の有効期限が 2020 年 9 月 30 日の方）、及び再登録審査の場合（登録が既に失効している方）

審査対象 CPD 期間	審査申請受付期間
2017 年 5 月 1 日～2020 年 4 月 30 日	2020 年 5 月 1 日～6 月 30 日

(5) CPD の免除

<新規の登録のための審査>

審査申請時より遡った 2 年間に専門家としての責任を有する立場での実務を行っていない APEC アーキテクト登録希望者のうち以下の①～③のいずれかに該当する方は申請により CPD の全部又は一部を免除することができるものとします。所定の様式により CPD 免除申請書を作成し、新規審査申請書類とともに提出してください。

- ① 海外に在住しており、CPD を実施することが特に困難な方（新規、更新の登録または再登録審査申請時より遡った 2 年間のうち、1 年以上海外のインターネット環境及び郵便事情の悪い地域に在住など。）

なお、滞在国においても当該国の CPD プログラムへの参加や、現地建築物の見学、日本から持ち込む専門書誌講読等自己学習型の CPD などは実施可能であり、可能な限りの CPD の実施が求められます。このため、①に該当する方も実施した CPD の記録をとり、その記録も合わせて提出して下さい。不足する時間数について海外在住の事情と総合的に審査します。

- ② 長期にわたり病床にあり、CPD を実施することが特に困難な方（新規、更新の登録または再登録審査申請時より遡った 2 年間のうち、1 年以上病床にあった方）

- ③ 建築設計実務において、CPD を求める必要が無い程、十分な実績を有している方

具体的には、一級建築士資格取得（資格登録）後、概ね建築設計実務に従事し続け、新規、更新の登録または再登録審査申請時点で 25 年を超える方で、モニタリング委員会が十分な実績を有すると判断した方

ただし、25 年超 30 年未満の方は、最近 2 年間において一定の実務経験が必要とされています。最近 2 年間（審査申請時より遡った 2 年間）に行ったプロジェクトについて 1 件以上の具体的な記述（規模、担当業務内容等）及び、申請者が当該プロジェクトに携わっていたことが分かる資料を提出してください。

<更新の登録または再登録のための審査>

以下の①～③のいずれかに該当する方は申請により CPD の全部又は一部を免除することができるものとします。所定の様式により CPD 免除申請書を作成し、更新の登録または再登録審査申請書類とともに提出してください。

なお、CPD を免除することが適当であることの審査の過程で、必要に応じて、各申請者あてに問合せ又は申請内容の真正を証明する追加資料等の提出を求められます。

- ① 海外に在住しており、CPD を実施することが特に困難な方（新規、更新の登録または再登録審査申請時より遡った3年間のうち、1年半以上海外のインターネット環境及び郵便事情の悪い地域に在住など。）

なお、滞在国においても当該国の CPD プログラムへの参加や、現地建築物の見学、日本から持ち込む専門書誌講読等自己学習型の CPD など実施可能であり、可能な限りの CPD の実施が求められます。このため、①に該当する方も実施した CPD の記録をとり、その記録も合わせて提出して下さい。不足する時間数について海外在住の事情と総合的に審査します。

- ② 長期にわたり病床にあり、CPD を実施することが特に困難な方（新規、更新の登録または再登録審査申請時より遡った3年間のうち、1年半以上病床にあった方）
- ③ 建築設計実務において、CPD を求める必要が無い程、十分な実績を有している方

具体的には、一級建築士資格取得（資格登録）後、概ね建築設計実務に従事し続け、新規、更新の登録または再登録審査申請時点で25年を超える方で、モニタリング委員会が十分な実績を有すると判断した方

ただし、25年超30年未満の方は、最近3年間において一定の実務経験が必要とされています。最近3年間（審査申請時より遡った3年間）に行ったプロジェクトについて1件以上の具体的な記述（規模、担当業務内容等）及び、申請者が当該プロジェクトに携わっていたことが分かる資料を提出してください。

### 3. CPD の記録と保管

#### (1) CPD の記録

##### ア) 建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度により認定された講習会等への出席記録

「建築 CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度（以下、「建築 CPD 情報提供制度」という。）」として認定されたプログラム（以下、「認定プログラム」という。）に出席した場合は、プロバイダーが用意した名簿に「ユーザーID」と「氏名（姓カナ、名カナ）」を記入して下さい。

認定プログラムへの出席記録は、プロバイダーから事務局に送付される出席者データに基づいて登録されますので、CPD 情報システムを利用して入力する必要はありません。重複して申請しないようご注意ください。（ただし、APEC アーキテクトとしての登録が失効した時点で「建築 CPD 情報提供制度」の参加登録が無効となることに伴い、認定プログラムへの出席記録は登録されません。）

認定プログラムは改めて審査することなく、APEC アーキテクトの CPD として承認されます。承認された CPD の時間数は、随時オンラインで確認ができます。

建築 CPD 情報提供制度及び認定プログラム一覧については、ホームページをご覧ください。

注）（公社）日本建築士会連合会の認定教材による研修は、建築 CPD 情報提供制度では認定対象外のため、形態は「専門書誌講読等」に分類して自己申請が必要です。

##### イ) CPD 情報システムによる記録

当センターでは、APEC アーキテクト登録者の CPD 記録管理のため、インターネットを使用した「CPD 情報システム」を運用しております。登録証等発送時にお知らせしたユーザーID 及びパスワードによって利用可能です。

更新時における CPD の審査は、CPD 情報システムに入力された記録をもとに行います。普段から CPD 情報システムを活用して、CPD 記録をとるようにしてください。CPD 情報システムの操作方法については、操作マニュアル（センターホームページに掲載（<https://www.jaenic.or.jp/>））を参照下さい。

#### (2) 証拠書類の保管

審査の過程で CPD の実施を証明する書類の提出を求めますので、講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等は、保管しておくようにして下さい。

なお、一定の割合の方に対して詳細の審査を行う場合があります。

#### 4. CPD の認否事例・注意事項等

過去の申請における CPD 実施記録の認否事例等及び入力に当たっての注意事項等を以下に示しますので、必ずご確認のうえ、入力するようにして下さい。

##### 【認否事例等】

- ・ APEC アーキテクトの CPD に該当しないと考えられるプログラムは否認されます。

##### 否認された事例

- (定期的開催される一般的な会議等で、個々の内容が特定・確認できないもの。)
- (特定の分野に関する内容もしくは一般的な内容の講習会等で APEC アーキテクトとの関連が希薄なもの。(例:「管理職研修」「セクハラ防止研修」))
- (他所で行われた講習会等の内容の伝達を主な内容とするもの。)
- (本来業務の一環として行われている次のような事項
  - ・ 組織、会社等の経営、運営に係る内部会議
  - ・ 営業活動、施工等の一環として通常行われる事項 )
- (組織の役員会、理事会、運営会議等会の運営を目的とするものや実質的な内容の記載がないもの。)
- (ホームページ運営や作成方法の講習会・委員会等)
- (資格試験の監督等)
- (団体の役職(副会長等)や管理建築士としての日常の業務を記述したにすぎないもの。)
- (「専門書誌購読等」の習得内容について内容が不十分のもの(例:目次を転記したと思われるもの等))

##### 【入力に当たっての注意事項】

- ・ 各欄について、入力漏れがないように必ず確認して下さい。(入力不要の欄を除く)
- ・ 実施開始日時は実施した日時を正確に入力して下さい。(対象期間内のプログラムを申請して下さい。)
- ・ 同一の内容を重複して申請、また同一日時に異なったプログラムを申請しないよう必ず確認して下さい。
- ・ 形態、分野は表 1,表 2 と対応する項目で申請して下さい。(対応しない項目での申請は否認される恐れがあります。)
- ・ 「管理建築士講習」等の講習については、「講習」は認められますが、「修了考査」は認められません。修了考査の時間を除いてください。
- ・ 「1-3 見学会」は、建築関係団体等が主催し、見学対象に関する専門家の解説や質疑応答が用意されているものが該当します。自主的に行う見学や視察旅行等は「3-1 専門書誌購読等」に分類して下さい。
- ・ また、視察旅行等での研修時間は、移動や食事等に要した時間を除き、視察対象の見学等に要した時間のみを記入して下さい。
- ・ 展示会等への出展は実際に申請者が説明等した時間のみ「講師」として認定します。(展示期間全体の時間ではありません。)また、準備・作成にかかるものは「執筆」として認定します。
- ・ 定期購読書籍において、複数月に渡って同一テーマによる連載記事を通読した場合は、原則としてそのテーマごとに複数月をまとめて1プロジェクトとして記載して下さい。また、ほぼ毎月、特定の記事に限らず多くの記事を講読した場合は、定期購読を一括でまとめて1プログラムとすることができません(主要な記事の内容と修得内容を複数記述して下さい。)
- ・ 内容不明、不十分の記述は否認される恐れがあります。アーキテクトとしての業務に関わる専門能力開発であることが判断できる内容を記述して下さい。  
(指定の文字数において、内容等が判断できるように記述して下さい。)
- ・ なお、CPD の分類については、審査の結果、申請された分類から変更される場合があります。

- ・各プログラムの上限時間について

講習会、見学会	一日上限 <b>6 時間</b> (一日 6 時間以上行った場合も、6 時間/日にて申請して下さい。)
講師	大学等における非常勤講師は 1 プログラム当たり上限 <b>10 時間</b>
執筆	1 プログラム当たり上限 <b>10 時間</b>
社会貢献	1 プログラム当たり上限 <b>24 時間</b>
専門書誌講読等	専門書誌等の読書は 1 プログラム当たり上限 <b>3 時間</b> 。定期購読を一括で申請する場合は上限 <b>12 時間/年</b> 見学等は一日上限 <b>6 時間</b>

- ・文字数や記入内容について

参加学習型又は 情報提供型の場合	プログラム名	講習会名等を記入
	主催	主催団体名、出版社名等を記入
	内容 (200 文字以内)	講習会等の内容を <b>180 字程度</b> で記入
	修得した内容 (200 文字以内)	「同上」と記入
自己学習型の場合	プログラム名	書籍、通信教育名を記入
	主催	著者、出版社名等を記入
	内容 (200 文字以内)	書籍等の内容を <b>180 字程度</b> で記入
	修得した内容 (200 文字以内)	アーキテクトとして修得した内容を <b>180 字程度</b> で記入

## 5. 建築 CPD (継続能力/職能開発) 情報提供制度

APEC アーキテクトは、自動的に建築 CPD 情報提供制度に参加登録されます。ただし、登録者から承諾しない旨の申し出がある場合 ((4) 参照) を除きます。

なお、APEC アーキテクトは、新規登録時に「建築 CPD 情報提供制度」に自動的 (不参加を希望された方を除く) に参加登録されますが、APEC アーキテクトとしての登録が失効した時点で「建築 CPD 情報提供制度」の参加登録は無効となります。(CPD の記録方法については変更ありません。)

### (1) 建築 CPD 情報提供制度について

建築 CPD 情報提供制度とは、制度参加登録者が、建築 CPD 情報提供制度認定プログラムに出席した記録を統合的に管理し、必要に応じて、その実績を証明する制度です。建築 CPD 情報提供制度の CPD 実績証明書は、国土交通省の官庁営繕事業に係る設計・工事監理業務の発注及び建築工事等の発注に際して活用されている他、38 都道府県及び 27 主要市において設計・工事監理業務の発注、建築工事の発注等で活用されています。

### (2) 対象となる出席記録

認定プログラムへの出席記録 (受付時に名簿へ記載したもの) が対象となります。

CPD 情報システムにおいて自ら申請した出席記録については、証明の対象になりませんので、ご注意ください。

### (3) 参加登録料

APEC アーキテクト登録者の建築 CPD 情報提供制度への参加登録料は無料です。

### (4) 制度への参加を承諾しない場合

制度への参加を承諾しない場合には、下記へご連絡下さい。(お申し出のない場合、APEC アーキテクト登録簿に登録された段階で、自動的に制度への参加を承諾したものとします。)

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局

(公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部)

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

Tel 03-6261-3310 (代表) Fax 03-6261-3321